

平成21年11月宮崎県定例県議会
行政改革特別委員会会議録

平成21年12月9日

場 所 第3委員会室

平成21年12月9日（水曜日）

午前10時0分開会

会議に付した案件

○概要説明

総務部、教育委員会、警察本部

1. 行財政改革大綱2007に基づく適正な定員管理の取組状況について
2. 県退職者の公社等への再就職の状況について

○協議事項

1. 「出資法人への関与事項を定める条例（仮称）」について
 2. 次回委員会について
 3. その他
-

出席委員（13人）

委員	長	丸山裕次郎
副委員	長	武井俊輔
委員		緒嶋雅晃
委員		福田作弥
委員		星原透
委員		十屋幸平
委員		河野安幸
委員		山下博三
委員		鳥飼謙二
委員		高橋透
委員		河野哲也
委員		井上紀代子
委員		徳重忠夫

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総務部

総務部長	山下健次
総務部次長 （総務・職員担当）	土持正弘
総務部次長 （財務・市町村担当）	萩原俊元
部参事兼総務課長	堀野誠
部参事兼人事課長	四本孝
行政経営課長	桑山秀彦
財政課長	西野博之

教育委員会

教育長	渡辺義人
教育次長 （総括担当）	米原隆夫
総務課長	金丸政保
財務福利課長	井上貴
教職員課長	阿南信夫
スポーツ振興課長	川崎重雄

警察本部

警務部長	根本純史
警務部参事官兼 警務課長	上久保岩男

事務局職員出席者

政策調査課主査	松下新一
政策調査課副主幹	福島久大

○丸山委員長 それでは、ただいまから行財政改革特別委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてですが、お手元に配付の日程（案）をごらんください。

本日は、「行財政改革大綱2007に基づく適正な定員管理」及び「県退職者の公社等への再就

職の状況」について、関係する総務部、教育委員会、警察本部の3部局合同で概要説明を聴取することを予定しております。

また、その後、「出資法人への関与事項を定める条例（仮称）」について御協議していただく予定になっておりますが、このように進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、そのように決定いたします。

それでは、執行部の概要説明に入りますが、その前に、前回の委員会で資料要求がありました「当初予算の推移」について、お手元に配付しておりますので、ごらんください。

若干私のほうから説明をさせていただこうと思えます。

まず、性質別と款別に分けたんですが、上のほうの性質別を見ていただきますと、当初予算の義務的経費、平成元年度が2,039億円余、投資的経費1,396億円余、合計4,152億円余となっております。平成11年度の欄を見ていただきたいんですが、義務的経費のほうは2,669億余、投資的経費が2,398億円余、合計6,689億円余となっております。平成21年度の欄を見ていただきたいんですが、義務的経費のほうは2,673億円余、投資的経費が1,200億円余、合計5,625億円余となっております。

また、同じように款別に分けております。款別に分けたのが、恐らく定員管理の数に参考にできるんじゃないかというふうに考えて、款別にさせていただきました。例えば、平成元年度のほうで民生費の欄を見ていただきたいんですが、民生費のほうは289億円余から平成21年度には655億円余となっております。また、農林水産業費を見ていただきたいんですが、農林水産業

費に関しては、元年度が616億円余、平成11年度がこの欄では高いんですが1,026億円余、平成21年度が550億円余というふうに推移しております。また、土木費を見ていただきたいんですが、平成元年度が848億円余だったのが、平成11年度が1,386億円余、平成21年度が728億円余というふうな形で推移しております。これらのことも参考に、今後の委員会、定員管理の審議の中の例として使っていただければありがたいのかなというふうに思っておりますので、本日の委員会の中の定員管理の中で参考になるのではないかというふうに思っておりますので、活用していただければありがたいというふうに思っております。

それでは、執行部入室のため暫時休憩いたします。

午前10時4分休憩

午前10時6分再開

○丸山委員長 委員会を再開します。

本日は、総務部、教育委員会、警察本部においていただきました。

当委員会では、調査事項である「公社等出資団体等に関する事」「行政改革に関する事」などを調査してまいりましたが、これまでの調査を踏まえ、本日は「適正な定員管理」及び「公社等への再就職の状況」について、各部局から概要説明をいただきたいと思えます。

それでは、よろしく願いいたします。

○山下総務部長 総務部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

本日の説明事項でございますが、ただいま委員長から御指示のございましたように、「行財政改革大綱2007に基づく適正な定員管理の取組

状況について」並びに「県退職者の公社等への再就職の状況について」でございます。詳細につきましては、関係課長から説明をいたさせますので、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○桑山行政経営課長 それでは、総務部の資料の1ページをごらんいただきたいと思っております。

「行財政改革大綱2007に基づく適正な定員管理の取組状況」につきまして御説明をいたします。

まず、1番の本県における職員数の削減目標と取組状況についてでございます。

大変厳しい本県の財政状況にありまして、義務的経費であります人件費の削減にも積極的に取り組んでまいる必要がございます。このため、大綱2007では、(1)にありますように、教育委員会、警察本部など、すべての部門を対象に、平成23年4月1日までに、平成17年度対比で1,000人の純減を行うことを目標に掲げまして、新たな行政需要への対応とか県民サービスの確保にも配慮しながら削減に取り組んでいるところでございます。

次に、(2)の数値目標設定の考え方でございますが、平成18年2月策定の大綱2006では、本県の厳しい財政状況や、当時、国の新地方行革指針で求められておりました削減率4.6%を超えるという数値を踏まえつつ、これを上回る900人、4.8%減という数値目標を設定いたしました。その後、現在の大綱2007では、推進期間を1年延ばすに当たりまして、今後の退職者数の動向、それから事務事業の見直しなどを総合的に勘案いたしまして、100人多い1,000人、5.4%の減としたところでございます。

次に、(3)の大綱2007に基づく定員管理の状況であります、下の表では、各部局ごとに

平成17年度の基準年度から21年度までの実績、それから22・23年度の目標値、右端には、17年度から23年度までの削減目標数と21年度現在の削減実績を示しております。

まず、一番上の知事部局等であります。これは議会あるいは各種委員会の事務局を含んでおります。これでは、右端にありますように、目標の300人に対しまして、本年4月1日現在で292名の削減を行ったところでございます。同様に、次の公営企業におきましては、目標136人に対しまして、既に40人上回ります176人の削減が実施されております。また、教育委員会では、目標の574人に対しまして、約75%の430人の削減が行われております。それから、警察本部でありますけれども、10人の増員という目標に対しまして、これは全国各県共通でございますが、警察官の増員が行われていることによりまして、現在17名の増ということになっております。この結果、一番下の欄、右端でございますが、全部局合計では1,000人の目標に対しまして、881人の削減ということになっておりまして、全体としておおむね順調に推移しているところでございます。

次のページをごらんいただきたいと思っております。知事部局における取組状況でございます。

まず、(1)の主な職種別の職員数の推移、これを表に記載しております。まず、左端の職種区分、簡単に御説明申し上げますと、一番上の一般行政は大学卒業程度を対象、それから次の一般事務は高校卒業程度を対象といたします事務職でございます。なお、一般事務の欄につきましては、うち任命換と任命換以外と分けまして内訳を記載しておりますが、このうち任命換とは、県では現業業務を全庁的に廃止・委託等を行いまして、これに伴いまして、現業業務

に従事した職員のうち相当数が、一般事務職員に任命がえ、職種転換となったものでございます。それから、任命換以外というものは、通常の採用により一般事務となった職員をあらわしております。それから、技術職につきましては、3番目の農業以下9職種、代表的な職種を掲げております。それから、下から3番目、その他でございますけれども、これは上に掲げた以外の例えば化学とか薬剤師とか看護師とか、事務系、技術系の約20の職種をここにまとめて記載しております。それから、最後に現業でございますが、運転とかあるいは道路巡視、調理給食等の現業業務を担当する職員をあらわしております。これらの区分によりまして、平成17年から21、本年を含めまして5年間の職員数の推移と、それから中ほどの平成21年度、cの欄でございますが、現在の職員数に対し、大綱2007の基準年度であります平成17年度、左側のbの欄になります、それからさらに10年前の平成11年度、左側のaの欄になりますが、これとの比較を右のほうに増減数、それから増減率であらわしております。

まず、全体、一番下の計の欄でございますが、ここを見ていただきますと、平成11年度の4,155人が平成21年度には3,734人と、421名、率にして10.1%の減となっております。それから、平成17年度、基準年と比較いたしましても、194人、それから4.9%の減ということで、削減が進んでおります。

次に、個別の職種で見てまいりますと、まず、上から2番目の一般事務、この中のうち任命換の欄をごらんいただきたいと思います。先ほども御説明いたしましたが、現業業務の廃止・委託等に伴いまして、現業職員について平成19年度及び20年度に一般事務に任命がえを

行ったことによりまして、200人を超える増となっております。この分、下から2番目の現業の欄では、同じ19・20年度のところで職員数が大幅な減となっているところでございます。なお、この現業の欄の20年度以降に職員がゼロとなっておりますのは、当時55歳を超える年齢の高い職員については、本人の希望があれば現業業務に残れるようにしたこと等によるものでございまして、今後、退職不補充という形で漸減してまいります。

次に、事務職であります一番上の一般行政と一般事務のうち任命換以外、この2つについて、表には記載しておりませんが、この2つを足し合わせて削減状況を見ますと、平成11年度からは12.9%の減、それから平成17年度からも8.3%の減ということで、全体の削減率を上回る削減を行っているところでございます。この一般行政と一般事務の任命換以外のところを見比べていただきますと、一般事務のほうが削減率がかなり大きくなってございます。これは、退職者の補充のための採用を行う際に、大学進学率の上昇等に対応しまして、大学卒業者を対象とする一般行政のほうに一部振りかえて採用すると。例えば、両方の職種で20名ずつ退職が出て40名退職したと、その場合に採用する場合に、大学卒業程度の一般行政を30名、一般事務を10名と、そういったような採用をしていることによるもの。それから、先ほど御説明した任命がえによりまして一般事務が増加することを考慮して、そのような形にしているものでございます。

次に、農業以下の技術職につきましては、各職種ともおおむね減少傾向にございます。その中で畜産職につきましては、11年度から21年度の比較で7人増となっておりますが、これは農

業の職員が畜産の職員に振りかわったという状況がございます。実質的には増員となっております。具体的には、かつて農業改良普及員という職種がございまして、これが農業のほうに含まれておるわけでございますが、この農業改良普及員のうち畜産を担当していた職員が退職した際に、畜産職という職種で採用すると、そういった状況で振りかわったことなどによるものでございます。

それから、下から5番目の獣医でございますが、これは17年度163人に対しまして21年度は158人、5人の減という形になっておりますが、これはこの人数に見合う採用が確保できていないという状況によるものでございます。これについては、御承知のとおり、獣医に関しまして、ペットなどの小動物診療分野への志向から、公務員獣医師の採用難が全国的な状況としてございます。このため、本県でも受験年齢の上限の引き上げ等によりまして、採用の確保に努めておるところでございます。今後とも、努力してまいりたいというふうに思っております。

次に、(2)の主な削減内容でございますが、組織や事務事業の見直しといたしまして、本庁を8部体制から7部体制に見直した部の再編統合、あるいは総務事務センター設置等によります総務事務の一元化、それから農改センターの農林振興局への統合など、こういったものに取り組んでおります。また、2つ目にありますように、民間委託等の推進ということで、現業業務の委託あるいは部長秘書業務の非常勤化、指定管理者制度の導入など、民間委託等の推進によりまして人員の削減を図っているところでございます。最後に、公社等への職員の派遣減にも努めているところでございます。

次に、3番の目標達成に向けた今後の取組・課題でございますが、(1)の今後の取組といたしまして、新たな行政需要への対応や県民サービスの確保にも十分配慮しながら、引き続き、組織の簡素合理化や事務事業の見直し、民間委託の推進などに取り組むことによりまして、総職員の削減を図ってまいりたいと考えております。

(2)に掲げておりますが、そうした中での課題といたしましては、これまでも現業業務の見直しを初め、さまざまな手法によりまして削減に取り組んできたところでございますが、それによって一定の成果は上がっていると思っております。ただ今後、行政サービスの水準を落とすことなくさらなる削減を行うためには、出先機関を含めまして組織の統廃合等の見直しを進めていく必要があるというふうに考えております。

最後に、3ページのほうをごらんいただきたいと思いますが、4の適正な定員についての考え方でございます。

これにつきましては、何人が適正人員かといった、そういう絶対的な物差しがない中で、他県との相対比較、これも都道府県によりまして人口とか面積あるいは行政需要が異なりますため、一概には言えないわけでありましてけれども、総務省の調査によりまして、類似団体との比較が行われているところでございます。

まず、枠囲みの①、一番上でございますが、財政規模が同程度、具体的には財政力指数が0.3以上0.4未満、こういった団体が11団体、本県を含めましてありますが、この比較によりまして、右側に記載しておりますが、人口10万人当たりの職員数は、本県は1,438人ということで、グループ平均の99%という状況になっておりま

す。

また、2番目、②の人口規模が同程度、具体的には人口規模170万未満の23団体の比較におきましても、本県の10万人当たりの職員数、これは1,417人となっております。グループ平均の98%という職員数となっております。このように、本県は類似団体との比較におきましては、平均よりも若干少ない職員数となっております。おおむね適正な規模ではなかろうかというふうに考えております。

それから、③でございますけれども、集中改革プランの推進状況、これは国が取りまとめておりますけれども、これによりますと、本県の総職員数、教育委員会、警察部門を含みます総職員数につきましては、九州各県平均と同じ4.7%、全国平均の4.2%を0.5ポイント上回っている状況でございます。しかしながら、一番右に書いております、うち一般行政部門におきましては、純減率が7.0%ということで、全国あるいは九州平均の純減率を下回っている状況にありますので、さらなる取り組みが必要であるというふうに考えております。

説明は以上でございますが、本県の大変厳しい財政状況の中で、総人件費の抑制、これは大きな課題でございますので、引き続き、適正な定員管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

○四本人事課長 知事部局の退職者の再就職の状況につきまして御説明をいたします。

同じく、総務部の委員会資料の4ページをお開きください。

知事部局の退職者の公社等への再就職の状況につきましては、平成16年度から本庁課長級以上の退職者について公表しておりまして、この資料は本年7月末に公表したものでございま

す。本年7月1日現在で47名が再就職をしております。その内訳としては、退職時の職位が部長級が10名、次長級が21名、課長級が16名となっております。事務、技術の別では、事務が27名、技術が20名ということになっております。再就職先といたしましては、公社、団体等が39名、民間の営利企業が8名ということになっております。また、5ページの表の最後のほうに注をつけておりますけれども、再就職団体等の名前の欄に米印のある8名につきましては、自己開拓により再就職をしたものでございまして、これ以外の39名につきましては、公社、団体等からの要請に基づきまして、県の推薦により再就職をしておるものでございます。

なお、この7月の公表の後に、9月1日に丸山前県民政策部長が日本赤十字宮崎県支部の事務局長に、それから10月1日には奥田前総務部副参事が宮崎県森林組合連合会の経営改善対策監にそれぞれ再就職をしておりますけれども、この2名につきましては、来年の7月に公表することとしております。

説明は以上でございます。

○渡辺教育長 教育委員会でございます。よろしくお願いたします。

本日は、総務部と同様に、教育委員会に関連いたします「行財政改革大綱2007に基づく適正な定員管理の取組状況」並びに「県教育委員会退職者の公社等への再就職の状況」について、この2つにつきまして御説明させていただきます。内容につきましては、関係課長から説明いたさせますので、よろしくお願いたします。

○金丸総務課長 それでは、教育委員会関係の委員会資料、1ページをお願いいたします。教育委員会における取組状況でございます。

まず、表の一番下の欄、総計の欄をごらんく

ださい。平成11年度、aの欄でございますが、1万1,161人が年度ごとに減少しております、ちょうど中ほど、平成21年度、cの欄では1万140人ということで、1,021人の減、率にして9.1%の減、平成17年度と比較いたしますと、430人の減、率にして4.1%の減となっております。

教職員別に特徴的なことを申し上げたいと思います。

まず、表の上のほう、校長教諭等の小学校、中学校、高校の欄、それぞれ右側のほうをごらんいただきますと、11年度から21年度までの増減、17年度から21年度までの増減を記載しておりますが、いずれを見ましてもマイナスの数字が出ているところでございます。これは、少子化によります生徒数の減少、それに伴う学級数の減少によるものでございます。また、その下の特別支援の欄をごらんいただきますと、毎年度増加傾向にございます。これは、特別支援学校の児童生徒数の増加による学級数の増加等によるものでございます。

次に、学校栄養職員等の欄でございますが、平成17年度以降は増減は余り見られませんが、一番左の欄の平成11年度の79人と比較いたしますと、20名の増と大幅に伸びております。これは、教職員定数の標準に関する法律による配置基準が見直されたため、本県においても配置数を見直したことによるものでございます。

次に、その2つ下の寄宿舎指導員についてでございますが、平成17年度の78人が平成21年度には61人と、17人の減となっております。これは、今後の特別支援学校高等部の設置に伴いまして、自宅からの通学が可能となる生徒がふえることが見込まれますことから、寄宿舎指導員の採用を控えていることによるものでござい

ます。

続きまして、その下のほう、2つ下の技術員についてでございますが、平成17年度の114人が平成21年度には35人と、大幅な減になっております。これは、知事部局と同様、平成19年度及び20年度に、現業職員の任命がえを実施したことによるものでございます。

次に、事務局についてでございます。平成17年度の449人が平成21年度には443人と6名の減でございますが、一番左側の欄の平成11年度の437人と比較しますと増加しております。これは、指定管理者制度の導入あるいは事務の見直しによりまして人員削減に取り組んでいる一方で、平成16年度の西都原考古博物館の開館あるいは平成17年度の特別支援教育室の設置等に伴う増員でございます。

次に、2の主な削減内容につきましては、ただいま御説明しましたように、児童生徒数減少による学級数の減少及び学校統廃合、現業業務の非常勤化、少年自然の家の指定管理者制度導入によるものでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

教育委員会退職者の公社等への再就職の状況についてでございます。

まず、公表対象職員につきましては、退職時の職位が本庁課長級以上、または県立学校の校長及び行政職給料表6級の事務長でございます。毎年7月1日前1年間に宮崎県教育委員会を退職し、再就職した者としております。

公表する事項は、知事部局と同様でございます。

本年7月1日現在で2名が再就職しており、本年7月末に公表しております。退職時の職位は、1人が県立学校の校長、もう1人が課長級の職員となっております。いずれも体育協会か

らの要請に基づき、県教育委員会からの推薦によりまして再就職をしております。なお、この7月の公表後、再就職をした者はありません。

説明は以上でございます。

○**根本警務部長** 警察本部でございます。どうぞよろしくお願いたします。座って説明をさせていただきます。

それでは、警察本部における「行財政改革大綱2007に基づく適正な定員管理の取組状況」及び「退職者の公社等への再就職の状況」について、この2点について説明をさせていただきます。

まず、定員管理の取組状況でございますけれども、お手元の資料の1の(1)の本県警察官の定員でございます。警察官の定員につきましては、平成12年に警察刷新会議における緊急提言が発せられまして、その中で、国民のための警察活動を強化するために、警察官1人当たりの負担人口を500人程度とするための増員措置を行う必要がある旨の提言がなされたところでございます。また、厳しい治安情勢に的確に対応するために、平成13年度から全国の警察官の増員が始まりまして、本県におきましても、資料の1の(2)のとおりであります。平成14年度から本年度にかけて、合計158名の増員措置がなされ、現在、条例定員が1,994名となっております。

本年4月の警察官の実員数につきましては1,988名でございます。行財政改革大綱2007に示されている平成22年の警察官の数の目標値は1,984名でございます。これを上回っているところでございますけれども、これは警察官の増員措置がなされたためであることを、ぜひとも御理解をいただきたいと思っております。警察としましては、この増員された警察官を、交番機能

の強化を初めとしまして、多発する振り込め詐欺対策の強化、さらには女性、子供を犯罪から守る対策等に重点配分するとともに、業務の合理化・効率化を図りまして、喫緊の治安課題に対応できる組織体制の確立に努めてきたところでございます。しかしながら、緊急提言で示されました警察官1人当たりの負担人口で見ますと、全国平均が501人でございます。これに対して本県は580人と、依然として全国平均をいまだ79名ほど上回っている状況にございまして、警察官の定員が不足しているのが実態でございます。

続きまして、事務職員等の一般職員について御説明をいたします。国による治安回復の対策としまして警察官の増員が進められておりますことから、警察としましての職員の削減につきましては、資料の1の(3)のとおりでございます。一般職員の削減を図っているところでございまして、平成17年4月の317名から7名の削減を実施したところでございます。なお、一般職員の定員につきましては321名でありますことから、定員から見ますと、本年までに11名を削減したということになります。

ところで、県警に勤務する一般職員でございますけれども、この職務につきましては、警察官の職務と密接不可分な関係にございまして、ほかの行政機関の職員とは若干異なるものがございまして、具体的に申し上げますと、犯罪の予防でありますとか捜査、交通の取り締まりなどの警察官による街頭活動や捜査活動の強化を図るために、警察官にかかわって担当できる業務を可能な限り一般職員に担当させているほか、また、女性職員も含めましてすべての一般職員が、警察官とともに、夜間、24時間、また休日等におきましても当直の勤務に従事してござい

して、治安維持の任に当たっているというのが現状でございます。そうした中で、職員の削減とともに業務量につきましても、従前にも増して増加しているのが実情でございます。また、一般職員の職務でございますけれども、業務の専門性や特殊性から、臨時職員や非常勤職員による代替がきかないといった問題もございません。こうした代替要員による対応が困難であるという事情もあるわけでございます。

このように、警察官と表裏一体となって治安維持の任に当たっている一般職員を減員することについては、これまで県民のための警察活動を強化するために推進してきました警察官の増員効果、この効果の減少・減殺につながるものと認識をしているところでございます。しかしながら、警察本部としましては、県の厳しい財政事情も十分に考慮しまして、一般職員を307名に削減するという目標を掲げて、適正な定員管理に取り組んでいるところでございます。これまでの削減状況につきましても、事務の合理化や係の統廃合を行いまして、一般職員の退職に伴う補充の採用を抑制するという方法によりまして、本年4月までに7名の一般職員を削減したところでございまして、今後も同様に一般職員の削減を図って、目標を達成するような適正な定員管理に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

続きまして、大きな2の退職者の公社等への再就職の状況でございます。

まず、この春、本年の4月でございますけれども、警察本部の所属長級以上の職で退職した者のうち、県が財政支出を行っている公社等ですけれども、これに再就職をした者、社団法人宮崎県警備業協会、宮崎県指定自動車学校協会、また財団法人宮崎県交通安全協会、宮崎県

防犯協会連合会のこの4つの法人に対しまして、6名が再就職をしているところでございますが、現在のところ、県警としましては、その詳細については公表をしていないところでございます。

その理由でございますけれども、退職した警察職員につきましては、在職時におきまして、暴力団等の不法行為を行うおそれのある団体、また、その構成員等に対する事件捜査、取り締まりを初めとしまして、殺人や強盗などの各種凶悪重要事件、そういった捜査を担当しているということがございます。したがって、在職時はもちろんでございますけれども、退職後におきましても、事件関係者等々から、当該職員のみならず、その家族の私生活等が脅かされるといった懸念が存在するわけでございます。そういったことで、退職者の再就職につきましては、これまでより慎重な対応が必要であると認識をしております。現在のところ、その詳細については公表を控えてきているところでございます。しかしながら、警察本部としましては、退職者の再就職の公正性・透明性の確保の必要性というものにつきましても、十分認識をしているところでございますので、今後、全国警察における状況等々を調査するなどして、検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

説明については以上でございます。

○丸山委員長 説明が終わりました。質疑等がありましたらお願いいたします。

○鳥飼委員 まず最初に、この表の中で、総務部でもすべてなんですけど、職種別のところで、11年度というのが出てきているんですけども、行政経営課長も説明されたように、この11年度を表示して説明するというのは、どこ

か説明あったんですかね。もう一回お願いします。11年度の数字を表示していますよね。11年度と23年度、それともう1つは、17年度がこの計画のスタート時ですから、17年度と23年度、それと現時点ということになるんですけれども、11年度をわざわざ表示して対比して説明しておられる理由について、ちょっとお尋ねいたします。

○桑山行政経営課長 おっしゃいます点については、この資料を作成するに当たって、議会事務局とも協議の上、平成11年度がちょうど21年度の10年前ということで、比較しやすい、わかりやすいといえますか、10年間でどれほど減ったかということも出したほうがいだろうということで、この数値を入れ込んだところでございます。

○丸山委員長 私のほうから少し説明をさせていただきますが、委員会が始まる前に資料を説明したときに、平成11年度の当初予算の款別なり性質別を出していたときの、例えば11年度を、今、行政経営課長が言われたように、ちょうど10年前の数値として一応上げさせていただいたということで理解していただければありがたいと思います。

○鳥飼委員 わかりました。行政需要もいろいろな社会的な状況も変わっているものですから、かなり減になりましたよということをあえて強調しておられるのかなというような、そういう読み方をした私の考え方がありましてお尋ねしました。そこでお尋ねしたいのは、これは総務部の1ページですけれども、ここに17年から21年、23年とあります。この中で見ますと、本会議でも私は取り上げましたけれども、知事部局では、あと22年、23年、2年間で8名ということで、やはり職場の実態でいろいろお聞きをす

るのは、なかなか仕事が忙し過ぎるというのか、いろんな多様化というのか、対住民との関係とかいうのもありまして、精神的な状況の中で休業をしている職員がふえている。これは教育委員会、教育長のところも一緒だと思うんですけれども、そういうことを考えると、やはり段階的に進めていくべきではないかというふうな思いがあるわけですが、ですから、本会議でも余り急激過ぎるんじゃないですかということをお願いしましたけれども、ここはそういう懸念があると思うんですね。ですから、ここは十分留意していただきたいというのが一つ、ここは答弁要りませんけれども。そこで公営企業のところなんですけど、ここは既に達成をしているんです。例えば、40名がオーバーで減少になっているというようなことになると思うんですけど、この原因なり評価なりについてお尋ねしたいと思います。

○桑山行政経営課長 公営企業でありますので、直接の所管ではありませんが、これにつきましては、病院局が相当大きな数字になっているわけですけれども、まず、調理給食業務とか、あるいは病棟での看護補助業務と言っておりましたが、病室内外の清掃を行ったりとか、そういった現業業務がありましたけれども、これを廃止したこと、それによる大幅な減員が起きております。それから、あと医事業務と言いますが、いわゆる診療報酬の集計をして請求すると、そういった業務につきましては、さらに一段と業務委託を進めたと。こういった状況によりまして、当初17年度の大綱策定時を上回る人員削減という状況になっております。これにつきましては、公営企業として大変厳しい経営状況にある中で、経営改善の一環として取り組まれたものでありますので、近年、病院会計の収

支は改善の方向にあります。そういった成果としてあらわれてきているのではないかというふうに思っております。

○鳥飼委員 私は、本会議でも申し上げましたけれども、診療報酬のあるべき姿といいますか、そのことについて知事にも意見をお聞きいたしました。ですから、政権が変わって民主党のマニフェストの中でも、診療報酬をOECD並みにしますよというようなことが上げられていますから、今後の課題ではもちろんあるんですけど、しかし、病棟がなければ診療報酬も入ってこないわけですね。収益的収支もないと。そういう状況ですから、結果的に医療の質がといいますか、保証ができないというようなこともありまして、いたずらに減員をすれば事足りるということではないと思うんですね。それから、今、課長おっしゃられました請求事務についても、私、今のようなやり方で委託だけでやっていけば、請求漏れがかなり出ているのではないかというふうに思っているんです。それはなぜかという、病院の収入をどう確保していくかということで、いかに請求漏れをなくすかという意味では、病院のプロパーといいますか、そのたけた人が育っていかなくてはならないというふうに思っているんですね。ですから、医師会の皆さん方ともちょっとお話をしたときに、「県病院では請求漏れとか起きているんじゃないでしょうかね」というようなことを心配をしておられましたので、ですから、一概にこういうふうな減員をしていけば病院経営が健全化するという見方については一考していただいて、もちろん病院局とかほかの局の話になるんですけども、やはり行政経営課としては、そういうことも念頭に置いていただきたいというふうに思っております。

○山下総務部長 当時、病院局におりまして、かかわったんですけども、概要は先ほど行政経営課長が申し上げたとおりなんです。例えば現業職員につきましては、これはきちんと委託という形で民間委託をして、そして従前従事していた方たちは、いわゆる任命がえでほとんどの方は知事部局においでいただいた。その関係で人数を減らせたというのがございます。そういう現業職の関係を委託にしたもので、病院経営上は4億円程度人件費が節約できたというところがございます。それと、医事業務の関係ですけれども、医事業務の正規職員というのも、これはあくまでも知事部局との交流の中で来ている職員でございまして、長い人で4年ないし5年となると、その中で専門職を育てていってスキルを上げるというのがなかなかできないというところもございまして、やはりこれは、先ほど委託と言いつつ実はずっと医事業務をやっている方たちということで、その方たちの関係で委託のほうになるべく入れるというのがございました。それと、知事部局の職員というのは、もちろん仕事をする意欲といいますか、自分は県庁の職員として入って、同じ仕事を、この医事業務というのをずっと続けるのはどうかという方もやはり中には相当いらっしゃいます。そういったこともあって、定期的な異動の中でたまたま医事業務を命じられたというところがございまして、そういった形にしました。請求漏れの関係は、これはある意味共通の悩みでございまして、やはり定期的にそういう委託に出している業務がどれだけ精度があるのかというチェックは、必ずこれは医療機関としてはしないといけない問題だと思いますので、当然それは取り組んでいるところでございます。

○鳥飼委員 現状はわかりました。現状も私はそれは否定しないんですが、ただ、経営と福祉といえますか、それを両立させなくてはならないという公立病院の使命があるわけですが、その中で、どうやって延岡、宮崎、日南の病院が両方達成をするためにということを考えていけば、今のような例えば事務局長が2年で交代するとか、これはやはり改めていかなくちやならないだろうと思っているんですね。そうしないと、病院経営のかなめになるわけですから、そのかなめの人がかわっていくということでは、県病院の収益を上げる、いろんな改革をしていくといっても支障が出てきているし、現状、お医者さんたち、ドクターたちは、そんなにかわってくれるなよというようなことを思っていると思うんですね。部長も行かれたんじゃないかなと思うんですけど、それは今後の課題ですね。それと、確かに交流人事なんですけれども、しかし、それは今後の病院のあるべき姿として、収益的収支をどう上げていくのかという面で、そういう人材を育てていかなないと、追いついていけないんじゃないかと、病院経営に支障が出てくるときがくるんじゃないかなというふうな思いがありますので、そこは十分今後の議論として受けとめていただければと思います。

続きまして、これは質問なんですが、例えばこの2ページ、職種ごとに御説明がございました。教育委員会も一緒なんですけれども、小学校とか中学校とか、この中の職種別に削減目標を決めているということではないんですよね。

○桑山行政経営課長 知事部局としての回答といたしましては、職種別には特に定めておりません。例えば土木事務所であれば、土木事務所全体として見直していただくというような考え

方でございます。

○阿南教職員課長 教育委員会におきましては、児童生徒数の減少による学級数の減少と学校の統廃合、これらによって、全体として教職員でいきますと544名の削減ということで計画を立てております。以上です。

○鳥飼委員 教育委員会の場合は、児童減とかそういうものがあって、ある程度やむを得ないところがあるんですけど、それを強制的にといいますか減をするから、こういう計画があるから小学校をなくしてしまうんだということではないと思っているんですけども、やはり地域の文化でもあり、かなめでありますので、ぜひそれはお願いしたいと思います。

それで、行政経営課長、この2ページの表で、一般行政と一般事務というような分け方がしてあると思うんですけども、この考え方をちょっと御説明いただきたいと思います。

○桑山行政経営課長 この一般行政と一般事務については、代表的な事務職でございまして、一般行政のほうが大学卒業程度、それから一般事務が高校卒業程度ということで、当然高校卒業程度のほうを受験される方については、一定の年齢制限を設けて、大学卒業程度の方は受けられないというようなことで、そういう区分をもって採用を行っているところでございます。

○鳥飼委員 わかりました。それともう1つ、適正な定員についての考え方というのがございますが、例えば2番の人口170万人未満のというようにくりでしてありますけれども、これは適当ではないと私は思うんですね。170万人未満といたら、たくさん110万人台から20万人とこうあるわけで、こういうくり方というのは余り適当ではないというふうに思っています、やはり財政規模というところが一番適当なのか

など思うんですが、それはそれとしまして、Ⅲグループの中での表示がされているんですけども、例えば九州内ではこのⅢグループに属するのはどこどこなのか、大分とか入ってくると思うんですけど。

○桑山行政経営課長 ただいまの御質問、①のほうの財政規模のいわゆるローマ数字のⅢグループのことかと思いますが、九州の中では、熊本、大分、それから鹿児島、佐賀の各県が、宮崎県とともに入っております。

○鳥飼委員 恐らく九州外でいけば、例えば富山県とかも入ってくるんだろうと思うんですけども、人口規模も似ていますし、山形というものもあるらしいんですけど、やはり九州内でのというような比較なり、それをやっていただいたほうがいいのではないかなということで、これは別に答弁は必要ありませんけど、そんな感じがしましたので申し上げました。以上です。

○緒嶋委員 知事部局、平成11年度から21年度で421人、教育委員会も1,000人を超す減員をしておられるわけですけども、この義務的経費の中での人件費の比率というのは、予算規模が少なくなるけど、人件費の比率というのは余り変わらんとするんですけど、どうしてもこれは、減らしても人件費の比率というのは、やっぱり小さくすることは無理ということですか。

○西野財政課長 委員会の中で先ほどお配りされたと同っておりますが、当初予算の推移という資料をお配りしております。そこを見ていただきますと、性質別義務的経費の中に人件費というふうにございますが、人件費を見ますと、長い目で見ると抑制に向いてきているということでございます。

○緒嶋委員 よくわからんな。これだけ努力されて人件費も職員数を減らしておっても、義務

的経費の中の人件費の構成比率というのは少なくなならない。それは予算規模が小さくなるからという理屈もあるだろうと思うんですけど、これはやはり、逆に言えば、臨時雇いとか再任用やらで定数を減らした分がカバーしているんじゃないんですか。そこ辺はないんですか。

○山下総務部長 この人件費は、御指摘の非常勤職員及び臨時職員、これは定数を減らしたら必ずその職員をつけるということでは決してやっておりませんから、減らした分は必ずそこに非常勤なり臨時がつくということはまずやっておりませんので、そこはまず御理解いただきたい。それと、性質別の歳出科目上は、人件費の中に非常勤職員の報酬は入っておりますけれども、臨時職員は、これは物件費のほうで、つまりこの区分で言えば、その他がほとんどだと思っておりますけれども、場合によっては、普通建設事業の中の投資的経費の中で見たり、そういうふうには性質別では区分されるところがございます。

○緒嶋委員 それは、我々から見れば、一般に人件費というのをほかのほうでカムフラージュしているように見られる面もあるんじゃないかなと、今の説明は。区分上はそうなるにしても、そうとすることもできるんじゃないかと思うけど、それはどうか。

○山下総務部長 言い漏らしましたけれども、その人件費の比率は、確かに総体の予算が減ってくる中で、余り率は落ちていかないというところはあるんですけども、これを全国と比較しますと、人件費の比率は極めて低いほうに我が県は位置しているということでございます。

○緒嶋委員 これは財政構造からいえば、公債費の償還が大きいとかいろいろで、こういうような義務的なものはふえると思うんですけど、

やはり人を減らす理由というのが、比率からいえば、財政構造上から見ると、比率としてはなかなか成果が上がりにくいという性質のものかな、これは。

○山下総務部長 行きがかり上、私がお答えします。やはり人件費といいますか人に係るお金というのは、例えば普通建設事業とかが落ちていっても、それに比例して落ちないという性質はございます。これは、どうしてもございませぬ。したがって、当然中に働く職員の稼働率といいますか業務能率というのは、それなりに上げていかないといけないというところはございます。それと、特に最近の行政は複雑・多様化しているというところがございまして、数字にはあらわれない業務の煩雑性というところはあると思います。

○緒嶋委員 今は、かつてとは違って、パソコンとかいろいろな機器を使った行政事務をやるから、ある意味では、効率的なとか近代的なとか、そういうふうに進んでいきながら、なかなか目に見えた、人を減らしたから財政構造が改善されたという見方はなかなかしづらいうふうに理解するのがいいのかなという気がするわけですが、そこあたりは、極端に言えば、何で人を減らさないかんのかという意味合いで、構成比率から言えば。

○山下総務部長 大きな流れは、地方財政の状況が非常に厳しいという中で、人件費もやはりきちんと見直していく必要があるということで、この定員の適正化といいますか、定員管理は行っていくというところは基本にございませぬ。その人件費を減らす方法として、例えば他県では、もちろん定数の削減もやっていらっしゃるんでしょうけれども、給与カットなりそういうことをされているところはございませぬ。

ただ、やはり本県は、さすがにそこまではすまいというところが少なくとも今までの立場でございまして、こういった形で推移しているというところでございませぬ。

○緒嶋委員 鹿児島なんか人件費をカットしてやりよったわけですよ。いずれ宮崎県も財政硬直化という形からいけば、そこまで手をつけなければやっていけないような状態がくるというふうにも理解していいわけですか。

○山下総務部長 今回政権が交代しまして、その後、地方分権なり地域主権ということで、それに伴いまして、地域に対する権限の移譲と同時に、税財源の移譲ということがセットで行われていくということであれば、そういう事態にはならないだろうという気はしますけれども、ただ、全体として経済が非常に縮小していっていると、人口減なり、そういったところでいくと、それ自体は行政需要の低下に結びつくんですが、一方で、高齢化なり、あるいは福祉施策の充実なりという面では、行政需要が拡大していきますので、一概には言えないというところがございませぬ。

○緒嶋委員 いずれにしても、今度は政権が変わった中で、税収よりも国債に頼らなければならぬ。そういう中で、税源を地方に移譲するといっても、これはどういう税源で、国債で税源を移譲したことにはならないわけで、国債で税源を移譲しても、何をもって税源を移譲するかということになると、政権の目標が子ども手当とか高速道路無料化とか特定財源の減額とかいろいろ言われると、なかなか目に見えた税源移譲というのがちょっと目につかないわけですよ。そうすると、今度交付税をちょっといろいろ地方に配慮するといっても、本質的には赤字国債によるとかいうことでないと、名目的に

は単年度では移譲はできても、継続的な安定的な税源としての移譲というのは、なかなか我々としては目に見えてこないわけで、今後ますます地方財政も、こういう景気が落ち込んでくると、デフレが進むということになると、税源の県税そのものもなかなか税収の増は見込めないということになると、最終的には、やはり国に頼るだけでは税源確保は容易ではないと。それだからといって、地方で新たな税収を見出すというのも容易ではないということになると、最終的には義務的なものをさらに切り詰めると。その中で、扶養とか公債費とかは、これは切り詰める方法は、借りかえという方法はあっても厳密に言えばなかなかない。そうなれば、最終的には人件費まで手をつけなければ容易ではなくなるんじゃないかなという想定ができるんじゃないかというふうに私は理解するわけですが、私の見解は間違っているか。

○山下総務部長 それが間違いだとは申しません。行財政改革大綱2007の中で、人件費の削減という非常に大きくくりをやっています、例示として、例えば管理職手当のカットとかいったことはありますけれども、おっしゃったように、本体に手をつけるところまで排除しているわけではございません。ですから、今後の流れ次第というところは当然ございます。

○福田委員 2ページにあります職種別の件ですが、その中で、農業土木職と一般の土木職、本県で言えば県土整備部と農政水産部あたりになるんですが、この辺の技術職の交流というのは今やられているんですかね。一般的にやられているかどうか、ちょっと聞きたいんですが。

○四本人事課長 ちょっと資料を出しますので、少しお待ちください。

○福田委員 なぜこういうことをお聞きしたい

かと申しますと、農業土木関連、農道や農地の基盤整備事業が、かなりその事業が縮小しまして、かつて本県は農業県でありましたから、それはそれは大変大きな事業を展開してきたわけですが、だんだんだんだん仕事量が減ってきました。その中で、農業土木の方が将来働ける場としては、これはやっぱり土木ですよ、県の中では。そういう辺から考えたんですが、実はなぜ私はこういう質問をしたかと申しますと、皆さん養蚕と言ってもわからないと思いますけど、かつて20数年前は本県はまだ養蚕がありまして、今の県の農業試験場の近くには養蚕試験場というところがあったんですね。そこに技術職の養蚕の職種の方がたくさんおられまして、その後、急激に自由化で養蚕が、生糸が生産できなくなりましたから、仕事がなくなりました。そのとき、私は、予測できたんですから、任命がえ等に備えて準備をしておけば、そういう方々が職場で寂しい思いをしなくて、まだ年齢的にも若かったですから、県のほかの仕事ができたと思うんですね。県は、私は一回議会で質問しましたが、「もうお蚕がないんですから、県の課の名前は変えたらどうですか」という質問までしたんですが、蚕の蚕^{さん}が入っておった課がありましたからね、変えられなかった。国のほうが早かった。そういうことを今思い出しまして、いやいやこれは農業土木も細るほうだから、農業土木と土木のいわゆる一体性が出てくれば、そういう思いをせずに人材が有効に活用できるなということを考えたものから、その中で人員の削減等もうまく調整できるというふうに考えたんですが、これは素人の考えでしょうか。

○四本人事課長 現在、農業土木職からの職員で、1名が県土整備部の土木事務所のほうに

行って仕事をしておる状況でございまして、おっしゃるとおり、農業土木の分野の仕事というのは、かなり縮小の傾向にあるわけですが、基本的に農道とか圃場整備とかいうことを広くやる職種でございまして、必ずしもすべてなくなってしまうとかいうことではないと思っております。ただ、縮小はしますので、職員の採用計画とかにつきましても、やはり先を見込んで最小限の人数を採用するというところでございます。もう1人、林務のほうに森林土木のほうへの職員もおりますけれども、これを将来的に、例えば一括してといいたいまいしょうか、まとめてということは、あるいは県によっては過去そういうことをやっている県もあるやに聞いておりますけれども、なかなか農業土木であり森林土木でありの、それぞれの固有の技術的なこともございまして、過去検討されたことはございますが、本県については今のところ、そこまではやっておらないということでございます。

○福田委員 将来は、国のほうでも、農道とか一般道とかいうものの一体化が出てくると思うんですね。その面から考えて、やっぱり早目にそういう準備をされるのがいいかなというふうに考えました。

それから、先ほど、獣医師の確保なんていうのがございましたが、本県では、畜産県で食肉の検査とか家畜保健所あるいは一般の保健所にも獣医師の資格を持った方がいらっしゃるわけですが、非常に大事な職種であります。現在は正職員プラス嘱託獣医の方がいらっしゃると思いますが、その人数はどういうふうになっていきますかね、食肉検査等を主体とした。

○四本人事課長 ちょっと時間をいただきたいと思っております。

○福田委員 後で結構ですが、そこで、非常に大事な職種で、これは余人をもってかえがたい資格でしか仕事ができない部門ですから、私は、今、民間の犬猫病院が多くて獣医師の確保が難しいというお話をされましたが、都会を中心に、こういう経済情勢になりますと、かつてのペットブームがだんだんだんだん沈静化して、犬猫病院等のいろんな経営も厳しくなってくると思うんですね。リターンする、帰ってくる人もおると思うんですね。やっぱりこれは確保すべきだと。しかも、私は、定員に関係なく再任用しても、これは十分使えるんですね、お医者さんと一緒に。その辺から、正職員としての定員の確保は別にしましても、全体の獣医師の数字の確保については、そういうコストを意識した確保をして、本県の基幹産業である食肉産業の検査等が滞りないようにしてもらいたいと、このように考えております。

○四本人事課長 今年度で正規の職員であります獣医師数というのが161名でございまして、あと嘱託の食肉の検査員のほうが、20年度でございまして63名ということでございます。いずれにいたしましても、獣医師の確保というのは大変重要なことでございまして、今年度も例えば従来宮崎だけで試験会場を設けておったのを東京まで広げたりしておるんですが、実はそれでも応募者そのものも期待したほどなかなか来ないと。せっかく合格をしても、今度は大学生の場合、資格の試験がだめだったとかいうようなこともございまして、今回は選考を2回やって何とか確保したいというふうに思っております。お話の中にもありましたけれども、どうも若い獣医師の資格を持った方がいいですか、そういう大学を卒業された方、宮崎大学にもありますけれども、どうしてもペットのほうといい

ますか、大きい牛とか馬とかいうのはなかなか敬遠されて、ペットのほうにどうも行ってしまふと。特に都会のほうに行ってしまうというふうな傾向があるというふうに思っておりますが、正職員が例えば定年で獣医師が退職した場合に、その人をまた嘱託といいますか非常勤として雇うというようなことは現在もやっておりますし、処遇の面についても、また今後、検討していかなくちゃいかんというふうに考えております。

○**福田委員** おっしゃるとおり、大動物については、なかなか希望者がいないんですよ。食肉検査とか、仕事が仕事ですから。特に獣医師の分野は、お医者さんと一緒に6年制になりますし、女性がかかり進出していますから、そういう面では、私は、年齢に関係なく獣医師の資格を持った人で、そこを不足分を埋めていくと。かつては県会議員をしたOBの方まで検査所におられましたから、獣医師の資格を持った人が。それぐらいの配慮をしてやっていただきたいと思えます。

○**高橋委員** 公の職業も大変貴重な雇用の場だと思いますので、こういう厳しいときに人減らしの話をするのは何か心苦しいんですが、50人の臨時職員を今回設けるような対策もとられて、大変ありがたいと思うんですけど、いわゆる正職員を今度の行革の場合、対象にしているわけですよ、その定員管理を見直すということで。先ほども出ていますけど、一方で、いわゆる22条職員とか嘱託職員とか、そういう人たちが単純には生まれていないというふうに総務部長おっしゃっていましたが、その数もやっぱり気になるころだと思えますよ。ここで11年から21年、17年から21年されていますが、そういう数的な統計はとっていらっしゃる

と思えますので、わかればまた報告いただきたいなと思っています。後ほどでいいと思いません。

公社等への再就職の状況のところを、素朴に疑問があるものですからお聞きするんですが、いわゆるこれは再任用制度が一方でありますよね。これとは全く別物ということで考えないかんとおもいますが、いろんな公社等の職場がある中で、この人たちの、いわゆる自分で開拓されたというのは全く別ですけど、どのようにして選択されるのかなという疑問なんですよね。

○**四本人事課長** 退職者の県における経歴ですとか、あるいは本人のもちろん希望のこともございますが、そういういろんなその職員に関する総合的なことを勘案してマッチングしていくということでございます。

○**高橋委員** ちょっと私、乱暴な言い方をするかもしれませんが、いわゆるさっき言った再任用は、定員、定数に入るんですよ。

○**四本人事課長** フルタイムの再任用の場合は定員の中に入っております。

○**高橋委員** 再任用を持ち出したのは、いわゆる単純な発想ですよ。ここに47名の方が再就職されたわけですけども、この方々が再就職しなかった場合には、このプロパーの人たちがずり上がることも考えられるわけです。そのことによって雇用が新たに生まれる。47名の方を救わないかんから、そういう再任用を、この方々の取り扱いとかも出てくると思うんですよ。ちょっと乱暴な言い方をしているかもしれませんが。

○**四本人事課長** 現在のところ、課長級以上の退職者の再任用者につきましては、一応短時間再任用ということで再任用させておまして、短時間の再任用者につきましては、一応定数の

外ということでございます。

○高橋委員 課長級以上で再任用されている実績はあるということですね、内容は短時間だけど。わかりました。

○桑山行政経営課長 先ほど高橋委員から御質問のありました臨時・非常勤職員の雇用の状況でございますが、知事部局で申し上げますと、21年、これは4月2日現在で押さえておりますけれども、臨時的任用職員が241名、それから非常勤職員が1,013名ということで、非常勤職員には先ほどの嘱託の検査員とかそういったものを含む数字、これは定点観測でございます。4月2日現在でございます。平成17年度、今回委員会資料の中で比較しておりますが、平成17年度は病院局が分離される前でございます、ちょっと区別ができておりませんで、その後の18年度で申し上げますと、241名に対しまして18年度は250名、それから非常勤職員につきましては、1,013名に対しまして1,181名ということで、それぞれ幾らか減少しているという状況でございます。

○阿南教職員課長 欠員に対します臨時的任用職員の数でいきますと、平成17年度が806名、平成21年度が911名ということで、105名の増ということになっております。以上でございます。

○上久保警務課長 それでは、警察本部における非常勤の職員ですけれども、ことしの11月1日現在で109名を雇用しております。主な職種としましては、交番での相談員、警察安全相談員、少年補導職員、それとカラーガード隊員等でございます。次に、22条の臨時職員ですけれども、11月1日現在、49名でございます。以上です。

○丸山委員長 17年度とかはわかりませんか。

○上久保警務課長 本年度のデータしか持って

きていないものですから、ちょっと17年度はありませんので、よろしく願いいたします。

○徳重委員 教育委員会のほうにお尋ねしてみたいと思います。学校栄養職員等というのがあるんですが、栄養教諭と栄養職員とのこれはどういう区別がされていますか。

○阿南教職員課長 栄養職員と栄養教諭の違いは、栄養教諭につきましては、試験におきまして栄養教諭としての採用ということになっております。

○徳重委員 現在、県内で何人栄養教諭として採用されているんですか。

○阿南教職員課長 教壇に立って栄養指導を行うのが栄養教諭でございますけれども、現在22名を任用しております。

○徳重委員 これが法制化というんですか、必置義務になったのは、まだ日が浅いんじゃないでしょうか。いつからでしたかね、3年前ぐらいかな。

○阿南教職員課長 18年度からでございます。

○徳重委員 18年度からだ、今4年目ですかね。宮崎県の場合は、若干九州各県の状況からすると少ないと、こう思っておるところですが、18年、19年、20年、21年の数字をちょっと教えてくださいませんか。

○阿南教職員課長 手元に資料がございませんので、もしばらくお待ちいただきたいと思っております。

○丸山委員長 手元に資料がないようですので、徳重委員、ほかの質問があれば先にそちらをお願いいたします。

○徳重委員 必置義務があるかと思うんですが、宮崎県がなかなか進められていないと。これを、現在22名とおっしゃいましたが、18年からすると、当初は非常に少なかったと、1けた

ぐらいでしたかね。学校数あるいは生徒数を勘案されて、定数というのはある程度あるんじゃないかと思うんですよね、必置義務があるということだったら、学校数において何ほど。どうなっているんですか。

○阿南教職員課長 先ほどのお答えから先にいたしますが、18年度に5名、19年度に6名を追加しております。それから、20年度に5名ということです。21年度に6名、合計22名を配置しております。

○徳重委員 これは、栄養職員等となっておりますので、一緒にダブって同じ仕事をするという理解でよろしいんですか。

○阿南教職員課長 栄養職員については、学校給食等の献立作成とか給食管理を行っております。栄養教諭につきましては、教壇に立ちまして、栄養関係の食育関係についての指導を行うということでございます。

○徳重委員 それはわかっています。結局定数は、児童数あるいは学校数、そういったものに対する定数というのはわかっていないんですか。

○阿南教職員課長 配置基準がございまして、単独校でいきますと、児童生徒数550人未満について4分の1人、550人以上について1名、それから共同調理場につきましては、1,500人分をつくる共同調理場について1名、1,501人から6,000名について職員2名、6,001人以上について3名という配置基準がございまして。

○徳重委員 現状にあっては、配置基準の何%を満たしていると理解していいんですか。

○阿南教職員課長 今申し上げたのは、栄養職員の部分でございまして、栄養教諭について何名配置という基準はございません。

○徳重委員 もう最後にしたいんですが、鹿児

島県と相当な差があるんですね、数が、栄養教諭の差が。私の調べたところでも、鹿児島県は160人ぐらいいらっしゃるかなと思うんですが、その配置基準があって、栄養教諭の必要性というのは、これは非常に大事なことだと思っているんですね。これをおろそかにはできないと、こう思っているんですが、やっぱり基準をちゃんと示して、それに向かって努力していただかなければいけないと私は考えておりましたので、あえて質問をしたところです。この基準表をちょっとまた出していただきたいと思えます。

○鳥飼委員 臨時職員と非常勤の職員のお話がちょっと出ましたので、それと人件費比率が緒嶋委員のほうからも出されました。現状は、臨時職員の場合は、ほぼ物件費ということで計上されていると聞いていいんでしょうか。

○四本人事課長 そのとおりでございます。

○鳥飼委員 教育委員会もやっぱり一緒ですよ。ね。

○阿南教職員課長 臨時教諭につきましては給与でございますが、それからあとは、報酬、賃金でございます。

○上久保警務課長 報酬、賃金だと思いますが、念のため確認して回答したいと思います。

○鳥飼委員 教育委員会は、臨時の先生といいますか講師の方がおられるから、そういう取り扱いだろーと思えますけど、これはちょっと込み入った話になりますので、きょうはしませんけど、入学式と卒業式で2回並ぶというようなことはやっぱりいかなんと思いつつながら、これは別の議論ということにしまして、それで、宮崎県の最低賃金は、人事課長、御存じですか。あわせて、臨時職員の賃金をちょっとお示してください。

○**四本人事課長** 最低賃金につきましては、21年度で629円、それから臨時職員の賃金につきましては、5,650円でございます。日額でございます。

○**鳥飼委員** 最低賃金のほうは時間単価629円ですから、臨時職員と合わせて、1日単価ということになると、どんなになりますか。比較すると、どっちでもいいですけど。

○**四本人事課長** 最低賃金のほうが約5,030円ぐらいになるかと思えます。

○**鳥飼委員** そうしますと、600円程度、臨時職員のほうが高いということですが、これを月収に直すと、10万ぐらいだろうと思うんですね。年収に直すと、おおむね200万円切るんじゃないでしょうかね。130万ぐらいですよ。確かに4カ月更新の8カ月ということですが、それであっても130万ぐらいですから、ちょっとあんまりだなというような気がしているんですけど、ですから、物件費で計上しているということで、そういう経緯があって、緒嶋委員が人件費にしないとわからないんじゃないかというのも一つ一理あるなと思っているんですけど、この経緯ですよ。これまでの物件費で計上するという経緯は、なかなか難しいですね。結構です。

意見だけ言っておきます。例えば派遣切り、派遣社員とかありますね。派遣切りは去年の暮れ、大きな問題になりましたけれども、ことしの暮れもなるんじゃないかということで、いろいろ安定所といいますかハローワークで、ワンストップサービスをということで、いろいろ工夫をしておられるようなんですけども、あれも物件費なんですよ。ですから、人に働いてもらうのに物件費というのは、というような考え方もありまして、だから、そこ辺も、経緯も

それぞれあるでしょうから、ちょっと研究しておいて、また後日、お知らせください。今はなかなかまとめるのも大変でしょうから。基本的には、そういうことで、人件費の中で上げていって、そして対比をしていくというのが、やはり妥当ではないかなというような気がいたします。ただし、人件費を下げろという意見にはくみしませんので、私は一定の人件費比率がないと、職員の処遇なりやる気なり、それを失うというのもあります。そこは慎重にやらなきゃならないということで、これは意見にかえさせていただきます。

○**丸山委員長** ほかにございませんか。

○**武井副委員長** 1点だけお伺いします。この任命がえの件なんですけれども、最初は何年間かは定数外で見るということだったかと思うんですけども、もう定数に入っている、込みになっているという理解でよろしいですか。

○**桑山行政経営課長** いわゆる広い意味での定数ということになりますと、条例定数の中で任命がえが行われているわけでありましてけれども、実際には、やはりこれまで長い人になると20年、それ以上現業業務に携わってきた方が、非現業業務ということになりますので、当分の間、ある出先機関に上乘せという形で人が配置されて、そこでいろんな実務を身につけていただくという状況は生じております。ただ、それは毎年毎年幾らかずつそういう状況を解消していくと、今そういう状況でございます。

○**武井副委員長** ということは、人によって、習熟の度合いによって、じゃAさんはことしから定数にしましよとか、Bさんはあと1年待ちましよとか、そういうことなんですか。それとも、一律3年とかいう年限があるという理解でよろしいんですか。

○桑山行政経営課長 定数の外とか内とかいう話は、なかなか、職員のそういう区分けは全く公式の場ではしておりませんので、そこを御理解いただきたいと思うんですが、習熟の度合いと申しますのは、それぞれの職場で異動のサイクルとかいろんな状況がありますので、その辺も絡めながら、状況に応じて判断をしているというところですよ。

○武井副委員長 わかりました。次に移りますが、退職者の再就職の関係で見えますと、例えば学校法人と出ていますが、日向学院とかあるんですけど、米印がないということは、つまり学校法人から県に対してあっせんの依頼が来ているという理解でよろしいということですか。

○四本人事課長 そういうことでございます。

○武井副委員長 それは、例えば県の外郭団体であればわかるんですけども、学校法人から来るというのは、ちょっとおやっと思んですが、つまり逆に言えば、じゃ来たところというのはどこでも受けるということなのか。どういった基準でそういったものを受けているのか伺います。

○四本人事課長 特に基準というのはございませんが、ほとんどは民間ではないところなんですけど、中には学校法人というのは過去にもございまして、求めに応じてあっせんをしておる、推薦をしておるということございまして、特に基準というものはございません。

○武井副委員長 わかりました。次、教育委員会のほうで2名出ているんですが、例えば市町村の学校の校長先生を退職されて、宮崎市であれば宮崎市の科学技術館であるとか、そういったところに行かれています方というのは結構いるわけなんですけど、これは退職時に、例えば中学

校でも県の中学校、西高附中とかでしたら県の職員として退職をすることになるんですが、あくまでも県の職員として退職をした方のみがこういった公表の対象になるという理解でよろしいということでしょうか。県立学校ないしは県の教育委員会を最後に退職した方という理解でよろしいということですか。

○阿南教職員課長 教育委員会のほうでは、特にあっせん・紹介等を行っていないところがございますけれども、小中学校の先生方、退職をいたしますと、再任用の職員になられたり、もしくは児童相談所や教育事務所の相談員等の非常勤職員、それから市町村教育委員会等で再就職をしているようでございます。県立学校では、県立学校等での臨時的任用職員、非常勤職員、それから私立大学・高校等に再就職しているようでございます。以上です。

○武井副委員長 ですから、そういったものは公表の対象にはならないということですよ、結果として出ていないということは。

○阿南教職員課長 先ほど申し上げましたように、紹介・あっせん等を行っていませんので、現時点でどちらに行かれたかについての調査は行っておりません。以上です。

○武井副委員長 最後に、ということは、総務部と教育委員会では、公表の基準が違うという理解でよろしいということですか。

○金丸総務課長 結論から申しますと違います。教育委員会の場合は、いわゆる営利企業に行かれた場合、そういうケースは余りないと思いますが、教育委員会がつくっている要領上では、そういった営利企業等に従事された場合については、公表の対象外にするという形になっております。

○武井副委員長 ちょっとわかりにくいので、

基準をちょっと整理して、またその違いがわかるようにしていただければと思います。以上です。

○丸山委員長 それぞれお伺いしたいんですけども、昨年退職された方が何人いらっしゃって、こうやって公表が実際47名とか2名、6名というのはわかったんですが、かなりの方が退職されていると思っているんですけども、今、退職されて、それ以外の方もそれぞれ何か新たな仕事をしているということがわかっていらっしゃれば、それぞれお伺いしたいというふうに思っているんですけども。

○四本人事課長 知事部局のほうで20年度末の退職者が合計で116名でございまして、このうち団体等あるいは自己開拓によって民間等に再就職をしているというふうに把握しておりますのが63名、それから再任用しておりますのが、フルタイム、短時間合わせまして43名、非常勤の職員になっているのが10名ということでございます。

○阿南教職員課長 21年3月末の退職者の状況でございしますが、定年退職148名、それから勧奨退職48名、普通退職29名、合計225名が退職しております。再就職先の状況でございすけれども、定年退職者148名のうち56名が再任用ということで先ほど申し上げたとおりでございす。それとあとにつきましては、小中学校では、児童相談所、教育事務所の非常勤の相談員、それから市町村教育委員会、それと県立学校では、臨時的任用講師や非常勤講師、私立学校、大学等に勤めている方もいらっしゃるということは聞いておりますが、実際に人数等についての調査は行っておりません。以上です。

○根本警務部長 警察本部でございすけれども、本年3月退職者につきましては、所属長級

以上でやめた者が合わせて13名でございす。このうち公社等へ再就職した者が6名、それ以外については、民間企業への再就職となっております。警察全体としては、93名の警察官が退職しているところでございす。一般職を含めての数でございす。以上でございす。

○四本人事課長 先ほど、知事部局のほうで20年度末退職者116名と申し上げましたが、191名の間違いでございました。失礼いたしました。再就職あるいは再任用、非常勤ということで把握しておりますのが合計で116名でございまして、この191と116の差につきましては、再就職を全くしておられないとか、ちょっとこちらのほうで把握していないということになるかと思ひます。

○金丸総務課長 先ほど、教職員課長がお答えしましたのは学校関係でございまして、教育委員会の事務局での退職者は5名でございす。

○丸山委員長 ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 ないようですので、以上で執行部の概要説明を終わらせていただきます。

執行部の皆様、退席していただいて結構でございす。御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時43分休憩

午後1時1分再開

○丸山委員長 それでは、委員会を再開します。

委員協議に入りますが、まず、協議事項(1)の「出資法人への関与事項を定める条例(仮称)」についてであります。

去る11月25日に、各会派幹事長をメンバーとする政策条例検討会議が開催されまして、私の

ほうから、条例制定の必要性などを含めた当委員会の考えについて説明を行ってまいりました。そして、その協議の結果、当委員会をワーキンググループに位置づけ、引き続き、条例制定に向けた検討を進めることが了承されたところであります。つきましては、今後、当委員会において、文言も含めた条例の詳細について協議を行っていくことになりましたので、よろしくお願いいたします。

それではまず、私のほうから、今後の委員会での協議のポイントについて御説明したいと思いますので、資料1をごらんいただきたいと思っております。

まず、条例について、名称も後から正式に協議していかなくちゃいけないと思っておりますが、その前に、「条例に関すること」と下の2番目に書いてある「運用に関すること」、2つ大きくあるのかなというふうに思っております。

まず、「条例に関すること」ということで、1を見ていただきたいんですが、対象とする法人の範囲をどのようにするのかということがあります。具体的に言いますと、「出資している法人」のみとするのか、これまで調査を行ってまいりました「財政支出や人的支援を行っている法人」も含めるのか、それを含める場合の基準をどうするのかというのが、大きな範囲を考えるときの協議のポイントになると思います。

2番目なんですけれども、知事等からどのような形で報告を求めるかということでもあります。今の地方自治法の条例に基づいて報告を求めているものは、2分の1以上の出資法人から、6月に経営評価といいますか貸借対照表等を含めたものしかいただいておりますので、それはあくまで出資法人等からの部分が上がっ

てきただけであって、知事等の執行部の評価を含めておりませんので、そういったものを含めたほうがいいのかというのが大きくポイントになると思います。仮に知事等の評価を含めるとなりますと、今現在、6月に報告をしていただいておりますけれども、そういった評価を含めると、若干報告の時期も、今の6月ではなくて例えば9月とか、もしくは11月とか、ちょっとおくれる可能性も出てくるのではないかなというふうに思っております。

2番目の「運用に関すること」でありますけれども、議会にどのような形で報告させるのかということになるかと思っております。これも報告してもらう法人の数によってかなり変わってくるのかなと思っておりますが、私の私案とすれば、できる限り1法人ずつ各常任委員会にそれぞれ報告していただく形がいいのではないかなと。だから、これを常任委員会という形の中で報告を受けるのか、もしくは行財政改革という特別委員会をそのときだけ開会して、決算特別委員会みたいな形にするのかというようなことも考えられますので、そういうことも今後ある程度この委員会のほうで、こういう形で運用したほうがいいんじゃないでしょうかという提言等まで出して報告したらいいのかなというふうに思っておりますので、そういったことを含めてポイントとさせていただければありがたいのかなと思っております。

それで、まず、1つ目に挙げております1の「対象法人の範囲」について御協議していただきたいと思っております。

つきましては、前回の委員会で鳥飼委員から他県の状況について資料要求がありましたので、資料2の他県の状況について、事務局から説明させます。それでは、福島副書記、よろし

くお願いいたします。

○福島副書記 それでは御説明をいたします。

資料2をごらんいただきたいと思います。

「各府県の条例における経営評価の対象法人の状況」でございますけれども、まず1番目といたしまして、出資法人等に経営評価を求める条例を制定している県、これにつきましては、宮城県以下6県でございます。福井県が同じような出資法人に係る条例をつくっておるんですが、こちらはちょっと経営評価等を求める条例にはなっておりませんので、こちらから除外いたしております。

2番目が経営評価を求める対象法人の状況でございますけれども、5つの分類に分かれております。

1つ目が、2分の1以上の出資法人を対象としている県、これが先日、県外調査で調査をいたしました島根県でございます。

2番目が、基本的に2分の1以上の出資法人を対象として、それ以外の出資法人については努力義務というふうになっている県、こちらが三重県でございます。

それから3つ目、基本的に2分の1以上の出資法人を対象といたしまして、それ以外の出資法人及び出資をしていない法人、こちらについては努力義務というふうになっているのが、茨城県と大阪府でございます。

2番目と3番目が似通っているんですけれども、違いは、三重県のほうは、あくまで出資法人の中での線引きを行っている、3番目の茨城県、大阪府につきましては、出資法人プラスそれ以外の財政的・人的関与を行っている法人、こちらまでの対象にしておりますけれども、2分の1以上の出資法人が基本というふうな区分けになっております。

それから4番目、4分の1以上の出資法人と4分の1未満の出資法人、こちらを対象にしておりますのが京都府でございます。

それから5番目、4分の1以上の出資法人とこれに準じて取り扱う必要があるということで、出資法人以外の法人まで含むというふうにしておりますのが、宮城県というふうな状況になっております。

めくっていただきまして、2ページ目以降に、各県の具体的な条例の規定を載せておりますけれども、2～3紹介いたしますと、もう1枚めくっていただきまして、3ページをごらんいただきたいと思います。

上のほうに茨城県の規定の例を挙げておりますけれども、第2条のところ定義といたしまして、「出資法人等」ということで「県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人並びに出資法人以外の法人であって県が財政的援助及び人的援助を行うことによりその運営に多大な影響を及ぼしているものとして規則で定めるものをいう」ということで、「出資法人等」という定義を行っておるんですけれども、実際第8条で評価の規定がございます。ここで、「知事は、県の出資割合が2分の1以上である出資法人に対して評価を求める」というふうな規定になっておりまして、2から4までを省略しまして、第5項のところ、「知事は、次に掲げる出資法人等に対して、第1項の規定の例により報告を求めるよう努めなければならない」ということで、努力義務を課しておりまして、1号で県の出資割合が4分の1以上2分の1未満である出資法人、2号で収入の総額に対する県から受ける補助金その他云々かんぬんということで、こちらのほうは出資をしていない法人、こちらについては報告を

求めるよう努めなければならないというふうな努力義務の規定にしております。

大阪府も似たような規定になっておりまして、1枚めくっていただきまして4ページ、京都府を上の方に掲げておりますけれども、京都府は、第2条のところ、定義で「出資法人」の定義を行っておりますけれども、1号で府の出資の割合が4分の1以上の法人、2号で府の出資の割合が4分の1未満の法人のうち云々かんぬんということで準じて取り扱う必要があるものというふうなことになるんですけれども、第4条の経営評価の実施のところでは、この出資法人に対して経営評価を求めるというふうなことになるようにして、先ほどの茨城県とは違って、4分の1以上とそれ未満の出資法人に対して経営評価を求めるというふうな規定の内容になっております。

それから、まためくっていただきまして最後のページ、5ページでありますけれども、こちらは参考資料としておつけしておるんですけれども、出資法人等に対する法令——株式会社等を規定する会社法を除いた法令です——に基づく主な権限というふうなことで、ちょっと整理したものでございます。

まず1番目、出資法人に関するものにつきましては、地方自治法第199条第7項、こちらの規定によりまして、4分の1以上出資法人に対して、監査委員による監査というふうな権限が認められております。それから、同じく自治法第221条第3項、こちらに基づきまして、2分の1以上出資法人に対しましては、知事の調査権というものが認められております。この第221条第3項の知事の調査権に基づきまして、6月議会に経営状況等の資料が議会のほうに提出されますけれども、そちらの根拠規定となっております

ものが、この第221条第3項の知事の調査権というものでございます。

それから2番目が、補助金等を交付している法人に関するものというふうなことで整理しておりますけど、こちらは出資はしていないけれども財政的支援を行っている法人に関する権限として上げられるものですが、こちらにつきましては、自治法第221条第2項の規定による長の調査権ということで、やはり知事の調査権があるんですけれども、ただし書きがございまして、これは逐条解説によるただし書きなんですけれども、調査の範囲は、補助金なり貸付金なり予算の執行の範囲内に限定されるということございまして、法人の業務全般に調査を行うのは権限の濫用というふうなことで解釈をされております。

それから3つ目が、人的支援、職員等を派遣している法人に関するものでございますけれども、職員を派遣する根拠法令といたしまして、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」及び、この法律から委任を受けました、本県でも定めております条例があるんですけれども、この法令を見ましても、特に法人に対する調査権等の規定はないというふうな状況になっております

説明のほうは以上でございます。

○丸山委員長 説明は終わりましたけれども、私のほうから少し補足をさせていただきますが、この1ページに書いてあります経営評価を求める対象法人の一応条例の設立年月日等を言わせていただきますが、島根県のほうが平成16年の4月に施行されております。三重県のほうが平成14年の10月であります。3つ目の茨城県が平成15年の4月、大阪府が平成18年の10月、4番目の京都府が平成20年の4月、5番目の宮

城県が平成17年の4月ということになっておりますので、それぞれの年代によって少しずつ変わってきているのかなというの、何となくわかるのではないかなというふうに思っております。

それでは、「対象とする法人の範囲」について、御意見をいただきたいと思っております。

○鳥飼委員 3ページの茨城県の条例を説明していただいたんですけど、ここでは、第2条、「「出資法人等」とは」ということで、「出資している法人並びに出資法人以外の法人であって県が財政的援助及び人的援助を行うことにより運営に多大な影響を及ぼしているものとして規則で定めるもの」というのは、具体的にはどういうことを示すんですか。

○福島副書記 この条例の施行規則、茨城県の規則があるわけですが、規則で定めるものとしたしましては、規則の第2条におきまして、条例第2条の出資法人以外の法人であって県が財政的援助及び人的援助を行うことによりその運営に多大な影響を及ぼしているものとして規則で定めるものは、一般社団法人または一般財団法人であって、次に掲げる要件のすべてに該当するものとするということで、要件を決めていच्छゃると。今6つの県がありますけれども、それぞれ規則等で、その県に応じてどの範囲までするかというふうな具体的な線引きを規則あたりでやっておりますので、どの県も同じような線引きではないんですけども、茨城県で言うと、先ほど申し上げたような形で、一般社団法人、一般財団法人であって、また要件をちょっと決めて線引きをするというふうなことを決めていच्छゃるという状況でございます。

○丸山委員長 もう少し補足しますと、条例で

はどことどこというのを書かずに、規則のほうで、執行部サイドのほうで、ある程度具体的に基準を決めていただいてやると。一個一個条例で縛っているわけではないということだというふうに理解しております。

○鳥飼委員 そうすると、結局、今は実質的にそういうことをやっているわけですけど、それを条例で定める分と、一定程度県にフリーハンドを与えて、規則で決めてくださいというようなことになるんでしょうか。結果的にはそういうことですね。

○丸山委員長 茨城県の場合はですね。それで、我が県のほうで、どういう形がいいのかと。出資法人だけにするのかとか、もしくは出資以外を、先ほど言いましたとおり、財政的もしくは人的に援助を行っているという法人もこれまで調査をさせていただいたものですから、その辺をかんがみさせていただいて、恐らく県の執行部のほうも、新しい公社等改革指針も、これまではあくまで出資法人を中心にやられていたのを、出資以外の人的なり財政的なことも含めて44法人を今回の公社等改革指針は対象にしているということでもありますので、それとイコールでいいのか、それともどうするのかというのを、この委員会の中で範囲を定めていただくというのが大きな課題なのかなというふうに思っておりますので、意見を賜りたいと思っております。

○緒嶋委員 これは2分の1にするか4分の1にするかというところから、ここから始まるだろうと思う。そのときに数がどうなるかな。

○丸山委員長 今の2分の1のときに15前後だったと思います。4分の1にしますと25前後になります。

○緒嶋委員 またそれプラス、規則で定めるものを入れたら、どのくらいになるのかな、いろ

いる人的なものを含めて。やっぱりある程度新しい条例でつくったところのほうに合わせたほうがいいのかもかもしれません。

○丸山委員長 京都府が一番新しいですね。いろいろ書記等も含めて話をしている中に、4分の1は、恐らく地方自治法上の分権委員会の指針の中に、4分の1まで下げるべきだというような方向になっておりますので、2分の1ではなくて、やはり4分の1は最低限必要ではないのかなという話はしております。それについて、まずそこでいいのかという議論をとっていただいて、どこまで広げるのかと、これにだけするのかというのを、まず4分の1の問題を中心に議題としていただければ幸いです。御意見を賜ります。

○鳥飼委員 現行、6月議会に出てきますわ。あれは15件でできているということですね。頭が痛くなるような数字が出てくるけれども。それが25件になるわけですね。

○緒嶋委員 経営評価とかやってもらうのも、4分の1以上なら法人の理解を得られるんじゃないかな。

○鳥飼委員 条例は規制をする、規則もそうなんですけど、規制をするから、できるだけ限定的なのがいいと思っているんですね。しかし、地方自治法がそういう改正をほぼされるだろうというのがありますから、そこまで、あとはフリーハンドを執行部に任せるとするか、規則で、そんな形のほうが、党議でも何もまだ議論してないから何とも言えないんですけど、個人的にはそんな感じがいいのかなと。

○丸山委員長 今、鳥飼委員のほうから党議という話もありましたけれども、多分私も、県議会で作る条例でありますので、各党派のある程度持って帰って範囲をどうするのかと、今議

論されているのが、4分の1までは一応ある程度するべきではないのかなという意見を取りまとめていただいて、そういう方向ですと。さらに、4分の1以外の人的なり財政的に支援を行っている団体に関して規則で対象にするのか、そういうことを、文言を茨城県みたいな文言でやるのかどうなのかというのを、次、党議の中で諮っていただいて、結論を出していただいて、1月の特別委員会でしっかりその範囲は絞ればということも考えているんですけども。

○鳥飼委員 これで条例をつくれば、今は運用みたいなことでやっていますわ、執行部は。そうすると、結局は、ああいうやり方というのはできないということになるわけですね。今、現行やっているようなやり方はできないと。ですから、結局、条例に従った形でしかやれないということですよ。

○丸山委員長 今のは報告だけであって、報告のスタイルも、執行部のほうから、貸借対照表とかそれだけ、経営状況だけを報告するというものになっているものですから、それで終わっているということで、今度は条例に基づいてすると、評価までしなさいとかなると、評価までして、こちらのほうに、議会のほうに報告していただくということになります。

○鳥飼委員 現行の6月に出てくるのは、今言ったような数値がわーっと並んでいる報告、運用でやっている部分は、経営評価とか何か3年のあれが出てきているのがあるじゃないですか、結局あれに変えていこうということですよ、方向性として。

○福島副書記 今6月に出ておりますのは、地方自治法に基づきまして、2分の1以上出資している法人、こちらの経営状況に関する資料を

議会に報告しなさいという規定があるものから、それに基づいてなされております。今回御検討いただいている条例につきましては、今、公社等改革指針で、過去の調査で公社等評価シートといったものを見ていただいておりますけれども、それに近い、それと同じような資料が条例に基づいて議会に報告されるというふうなことです。自治法による報告とこの条例に基づく報告という2つの報告が、根拠法令の違う報告がなされるというふうなことになるかと思っております。

○緒嶋委員 知事の報告は監査意見書みたいな感じの報告をとということになるわけですか。知事は、監査とは関係なしにということになるんですか。

○福島副書記 監査とは関係なしに、法人を所管しております部局、担当課が、この法人については今後もこういう方向でとか、役目が終わったから廃止する方向でとか、そういうふうなコメントみたいなものをつけた形で議会にも報告するというふうなことになるかと思っております。監査とは若干違います。

○福田委員 やはり茨城とか京都のやつが、新しいから参考になると思えますよ。

○丸山委員長 私のほうからぜひお願いしたいんです。恐らくここではなかなか、各党派、党議の中にある程度諮っていく必要があるんじゃないのかなと思っておりますが、もしよろしければ、党議、各党派に持ち帰っていただいて、協議をある程度していただけたらなというふうに思っておりますが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 そうしますと、1月の特別委員会がありますね。そのときまでに、できますれば、この1ページに書いてあります、内容的には③か④に書いてあるような表現でどうするのかなど。どこまで、4分の1は確実にやるという方向で考えていただいて、あとほかの法人をどうするのかと。多分恐らく4分の1を対象にして、もしくは努力義務にするというような範囲を、ある程度絞ってきていただければありがたいと。書記等のほうでもう少し、こういうところをポイントとして党議で諮ってくださいという文章を作成して、それぞれ党議のほうでやっていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、次の、今のと大分重なる面もあるんですけれども、ポイント2の「知事からの報告の形」と、運用面についてのことなんですけれども、まず、どういう形でというのは、先ほど言いましたとおり、ただ単に法人だけが評価をするだけでいいのか、ちゃんと知事部局もしっかり評価をしてコメントを添えてするのかという作業を、どういうことまで報告をさせる形の御意見を賜りたいと思っております。

○星原委員 さっき出たように、委員会ごとにするなら、やっぱりその担当部局が一応の判断をして、上げてくるところまでして持ってこないとしようがない。それを我々は、我々のまた議会側でどう判断するかということだと思うけど。

○十屋委員 最終的にこの条例をつくる大きな目的の中で、最初にありますように、行政目的の達成というところにも組織としてかかわってくるわけですから、統括的に全員が集まってやるよりも、やはり少し細かく委員会で報告していただいてやったほうが、より県の行政との関係が深い団体でしょうから、そのほうがわかりやすいかなと思うんです。

○星原委員 あと、出資は最初からだけど、補助金なんかを出しているところは、その担当部局が多分予算をとって補助金を渡しているはずだから、あるいはまた、人的な支援で送り込んでいるのも、多分そういう相談があって派遣もしているはずだから、やっぱりその委員会の形で報告してもらおう。継続とかこういう目的を達成したとか、そういった判断も添えて報告してもらったのを我々がまたどう判断していくかという、そういう形になるのかなと私は思うんですよね。

○緒嶋委員 どこか特別委員会をつくってやっているとところはあるかね。

○福島副書記 先日見ていただきました島根県あたりは、特別委員会、常設でずっと、4月に立ち上げるとかじゃなくて、常設という形で特別委員会がありまして、そちらの特別委員会のほうに報告されるというふうな説明が先日ございました。

○丸山委員長 そうしましたら、今の意見も、なかなかここでもまとまらないというふうに思っていますので、ポイントをまたこちらのほうでまとめて、党議の中で諮っていただいて、どういう報告の内容がいいのか、そして常任委員会的なところで報告してもらおうのかとか、また、ここに書いている特別委員会なんかを立ち上げてやるのか、いろんなポイントで、どれがいいのかというのをまとめて…。

○星原委員 もう1点、この常任委員会でいいと思っているのは、そこは出資法人以外の補助金とか人的な部分が毎年やっていくとなると、前年度、そして次の年にまた予算を組むときとか、いろんな問題まで入っていきますよね。

「もうこれは目的達成しているんじゃないの、あんたたちは」と我々も言える、向こうの評価

と違う。そういうこと等を考えると、やっぱりそれぞれの委員会ごとで報告してもらって、それにこれから先のことまでひっくるめて、いろんな意見が述べられるという点では、そっちのほうがいいような気がするけど。

○丸山委員長 私の考えの私案としては、この特別委員会というのが、決算特別委員会が設置されていると思うんですが、それが分科会になっていると思いますけれども、ああいう形でどっちみちそれぞれの委員会といいますか分科会に任せるといふ形なのか、全然そういう特別委員会ではなくて、常任委員会の中のその他の報告事項という形で取り扱いをするのか、どちらかだろうなというふうには考えて、とにかくいずれにせよ、各常任委員会でしっかり審議してもらおうというような形かなというのも一応まとめて、どちらのほうがいいのかと持って帰っていただいて、これはなぜかといいますと、もしこれをしっかり審議していただくためには、議会の会期の日程のことも多分ひっかかってくるんだというふうに思っております。この議会で提案するだけじゃなくて、あと最終的には、議会運営委員会の中でこの取り扱いについては正式に決定されると思っておりますけれども、ある程度当委員会の私案といいますか提案という形で、こういうような形の審議もすべきじゃないかというところまで決めさせていただければというふうに思っています。

○星原委員 そしたら、4分の1以上の法人で、仮に今の5つの委員会に分けたときには、どの部分がこの委員会で報告をもらう形になるというのも出してもらおうと、ひょっとすると多く重なるところもあれば、幾らもないところもあるかもしれん。今そういう日程の話とかを聞くと。だから、少ないところは早く終わるかも

しれんけど、数をいっぱい任された委員会の場合は時間がかかるかもしれないし、それがもしわかれば、今の状況の中で。

○丸山委員長 わかりました。そしたら、星原委員のほうから今ありました、最低でも4分の1以上はなろうと思いますので、4分の1が、25というふうに思っているんですが、25の法人を各常任委員会に振り分けたときに、どれくらいごとの配分になるのかというのも資料をつけて…。

○星原委員 それは出資法人でしょう、4分の1。私が言うのは、補助金とか人的な支援をやっているところもあるはずだから、そういうのまで入れてああいう数がどうなるのか。

○丸山委員長 わかりました。参考資料として、まず、25%でどれぐらいなのか、また、今、公社等改革指針で出ている44法人になった場合にどれだけなのかとか、いろんなバリエーションで、その他の調査している法人がどれだけあるのかという数を一応、2パターンなのか3パターンなのかわかりませんが、ちょっとこちらのほうで参考資料をつくらせていただこうかなというふうに思います。

○緒嶋委員 この条例をいつ制定するかというめどというのは決めなくていいんですか。

○丸山委員長 めどは、できれば2月定例県議会のほうに上程させていただきたいと思いますが、恐らく3月に入ってからの最終日に上程という形になるのか、いずれにせよ、ある程度この委員会でまとめて、もう一回政策条例検討会議のほうに戻して、そこで正式にオーケーをもらえれば上程できるという形になりますので、できれば2月定例県議会、3月いっぱいまでには、本年度中にはぜひ施行したいなというふうに思っておりますが、そのかわり、これを上げ

ても、もし県のほうに各種団体がどうなっているのかということ意見をもらうとなると、時間がないから、恐らく来年までは、このスタイルは難しく、今までのスタイルで、6月に今までのような形でやっていただいて、正式な施行は23年度になるのではないのかなというふうに思っております。

○星原委員 2月で云々といったら相当急がんと、お盆やいろんなのがいっぱい出てきて、そう簡単にいかんよ。

○丸山委員長 本当に皆さん方にも今後お願いしたいのが、まず、党議のほうで早く諮っていただいて、1月の特別委員会のほうが1月28日になっておりますので、それまでに範囲と報告、どういうやり方がいいのかということも含めて決めていただいて、1月28日にやって、2月の定例県議会が始まったら、すぐできれば特別委員会を開会していただくということが必要だろうと。また改めて通常の特別委員会であるということがあるのではないかなと思っておりますので、急遽特別委員会開会というのがあり得るかもしれませんので、御協力をお願いしたいというふうに思っております。

○鳥飼委員 2のどのような形で報告を求めるといふところなんですけど、米印に報告時期に影響してくると書いてあるんですが、現状では収支を出した分だけですから、簡単と言えば簡単なというよりも、簡便な形で出てくるんですけど、法人自身が行った評価を加えさせた場合と、それから知事の評価を行った場合、時期がと書いてあるんですけど、どのくらいを想定しているのかをちょっと説明していただけますか。

○丸山委員長 私の想定なんですけれども、今、決算を考えたときに、あれも評価していま

すので、頑張っ頑張っ9月定例県議会の最後のほうで上げるぐらいですので、評価を入れようとする、事務作業からすると、どうしても9月定例県議会以降出そうというふうに私は判断をしております。でありますので、本来は早ければ早いほどいいんですが、評価とか入ると、なかなか事務手続上、9月定例県議会以降になるのではないかなと思っております。

○鳥飼委員 それは、法人自身だけの評価の場合と、県も加わったとしても、いずれにしても9月以降ということなんでしょうか。

○丸山委員長 まだそれはわからないということです。

○鳥飼委員 だから、法人だけやる場合ですよ。法人の評価だけを加えた場合でも、やっぱり9月以降になるというふうに思っていたほうがいいんでしょうかね。

○丸山委員長 決算をまだまだ、法人のほうにもまだきっちり調査していませんので、何とも言えない状況でありますし、もしこれを4分の1にしますと、これまで対象でない法人が慌ててつくらなくちゃいけないところも出てくるものですから、簡単にぽっと6月まで間に合いますとか9月だったら間に合いますというのが明言できないのも、実際、現実かなと思います。

○緒嶋委員 そこは執行部と相談してみて、いつできるかというのは、向こうに合わせるより仕方がない。無理言ってもいかんしね。

○丸山委員長 ほかに御意見はございませんか。

意見がなければ、先ほど言いましたとおり、資料をこちらでつくっていきますので、党議の中で意見集約をしていただいて、1月28日の日に特別委員会を開会する予定にしておりますので、それまでに、今言いました条例に関するこ

と、そして運用に関することの取りまとめをしていただきたいと思います。

それでは、次に、協議事項（2）、次の委員会についてであります。

次の委員会では、現在、総務部が取りまとめている「新しい公社等改革指針」の最終案について説明を求める予定にしておりますが、委員の皆様から、執行部に関する説明や資料の要求について、何か御意見、御要望はありませんか。

もちろんそのときには条例の検討もやる予定にしております。

それでは、なければ、今言った形で正副委員長に御一任いただきたいと思います、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、そのように進めさせていただきます。

最後に、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 なければ、次の委員会は、1月28日木曜日、午前10時から予定しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上で本日の委員会を閉会いたします。

午後1時41分閉会